

下水道管きょ清掃業務委託
仕 様 書

岡 山 市 下 水 道 河 川 局

第1条 本作業は、既設公共下水道管及び人孔内に停滞している土砂・塵芥等を取り除き公共下水道管の機能を完全に発揮させるために行う作業であり、本市契約規則に定めるところによるほか、本仕様書並びに別紙設計図書に基づき、かつ本市監督員（以下「監督員」という）の指示に従い誠実に作業しなければならない。

第2条 作業中は一般交通及び家屋の出入りなどの支障とならないよう十分注意し、かつ道路使用範囲は最小限にし、一般市民に迷惑のかからないようにしなければならない。

第3条 本作業箇所は標識・防護柵等を設置し、交通整理員を配置し、交通安全について、特に留意しなければならない。保安施設の設置については、保安施設設置基準によるものとし、道路使用許可条件を厳守して作業を行うこと。

第4条 作業に当たり、既設工作物を損傷しないように注意すること。万一損傷・破損等を与えた場合は、監督員にすみやかに届け出、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

第5条 本作業は高圧洗浄車その他諸機械をもって下水道管及び人孔内の土砂・塵芥等を除去するものとし、人孔内においては壁・足掛金物・人孔蓋に付着している土砂等も清掃すること。

第6条 強力吸引車を使用の場合は、人孔内下流に押流し防止板を必ず設置し、作業を行うこと。もし押流し防止板を設置せず作業を行った場合は、監督員の指示する下流の下水管を清掃しなければならない。この場合、金額変更の対象とはしない。

第7条 本作業に使用する強力吸引車は、泥土と水分を分離できる構造のものとする。

第8条 作業に水道水を使用する場合は、水道局に所定の手続きを行い使用するものとし、無断で消火栓その他より使用してはならない。

なお、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

第 9 条 作業にあたり、管きょ内又は人孔内に立ち入る場合は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者資格者を現場に常駐させ、酸欠・硫化水素その他に十分注意し、換気装置を施し危険のないような措置を講ずること。

第 10 条 本作業により搬出された土砂・塵芥等はすべて即日現場より取り除かなければならない。なお、土砂の取り除き等により汚れた道路面・家屋等は受注者の責任において清掃すること。

第 11 条 本作業で、発生する汚泥は下記条件により搬出すること。

- 1 水きりを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
- 2 土砂・塵芥等は産業廃棄物の最終処分地(管理型)に処分すること。
- 3 本作業では最終処分の処理に係る費用を計上している。
- 4 確認のため、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証を提出すること。
- 5 これにより難しい場合は、監督員と協議を行うものとする

第 12 条 本作業は、本仕様のほか別に定める「岡山市土木工事共通仕様書」及び「特記仕様書」によるものとする。